

## 業務仕様書

1 業務名：名護市畜産（山羊）振興拠点基本計画策定業務委託

2 業務の目的

沖縄県の伝統的な食文化である山羊について、近年全国的にも需要が高まってきており、県が中心となり県産山羊肉の改良や供給増加に取り組んでいる。本市においても山羊の飼養が盛んであるが、食肉処理にあたっては既存の処理施設では、と畜に係るコストや作業負担が大きく、と畜頭数制限もある。また部分肉加工の施設が無い場合今後山羊肉の供給増加に対応できなくなることが想定されるなどの課題がある。

本業務は、本市の畜産（山羊）振興を推進するため、県産山羊肉の流通強化や消費拡大に向け現況と課題の整理を行い、と畜から加工処理、販売、流通、食文化の発信が行える施設整備の検討や、ふれあい牧場や闘山羊等、食肉以外で観光や福祉資源としての山羊の多面的活用に向けた基本計画を策定する。

3 業務期間：契約締結の日から令和5年3月17日まで

4 業務内容

業務内容は、概ね次のとおりとするが、受託者の提案内容に基づき、名護市と受託者との協議により業務内容を決定する。受託者は、各項に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、社会情勢の変化等の基礎的な情報収集とあわせて、企業や生産者、その他関係者へのアンケート・ヒアリング等を実施するとともに、関係各課や関係機関等と十分な協議・調整等を行うものとする。

(1) 現状と課題の整理

沖縄県本島北部地域及び名護市の山羊の飼育状況や山羊肉の加工、流通等における①～⑤に関する現状と課題を整理しまとめること。

- ① 山羊の飼育に関する状況及び課題
- ② と畜状況に関する現状と課題
- ③ 山羊肉の加工、流通、販売に関する現状と課題
- ④ 市内の飲食店等における取扱の現状と課題
- ⑤ その他（観光や福祉資源等多面的活用等）

(2) 名護市（山羊）の振興に関する方向性の検討

上記(1)の課題を踏まえ、その課題解決に向けた対応策及び名護市の山羊振興の方向性について提案すること。

(3) 事例調査

上記(2)を踏まえ国内の先進的な事例の現地調査を行う。

（畜産において飼育、と畜、加工処理、流通、販売、食文化の発信、観光や福

社資源として一体的に活用している事例など)

(4) 拠点形成計画

山羊の需要と供給及び文献等の根拠に基づいた、振興拠点に必要な施設機能、施設規模、概算事業費等の施設整備計画を整理し、提示すること。

(5) 拠点形成施設に関する候補地検討

(4) の施設整備について地形、地質、法規制、広域交通アクセス等の社会環境などを踏まえた土地の条件や道路、インフラ環境の条件を整理し、市内の地区単位程度の候補地を掲示すること。

(6) 拠点施設の運営・管理計画

施設の人員配置、収支計画等、施設の運営・管理計画を掲示すること。

(7) 今後の課題

施設整備やその他計画に係る法規制や機器の選定等の設計における課題や、施設の運営、維持管理等における課題を整理し、その解決方法を提示すること。

(8) 検討会議の支援

検討委員会（3回開催予定）への出席・説明、会議資料・会議録作成等の運営支援を行う。なお、会議の開催数については増減する場合がある。

5 書類の提出

受託者は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

受託者は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、名護市と協議しなければならない。

- (1) 着手時：着手届、工程表、業務計画書、主任技術者通知書
- (2) 完了時：完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

6 納入成果品及び納入期限

本業務において提出する成果品は、以下のとおりとし、契約期間内に提出するものとする。

- (1) 業務報告書：20部（印刷製本） A4版製本とする。
- (2) 業務報告書概要版：5部 A4版製本とする。
- (3) 上記成果物に係る電子媒体（PDF及びWord形式）
- (4) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (5) 打合せ記録簿
- (6) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD
- (7) その他 名護市が指示する資料等

## 7 成果品の検査

受託者は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において受託者の責任に帰すべき理由により成果物の不良箇所が発見された場合は、訂正、補正、その他必要な措置を講じるものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## 8 成果の帰属

- (1) 本業務における成果から生じる一切の権利は全て名護市に帰属するものであり、名護市の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 本業務の実施による成果物は、画像等の著作権上の権利関係の処理を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

## 9 守秘義務

本業務の内容及び業務の遂行上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らし、又はその他の目的で使用してはならない。本委託業務完了後も同様とする。また受託者は委任業務の処理上知り得た個人情報の取り扱いについて、名護市個人情報保護条例（平成13年条例第28号）第11条、第47条、及び第48条の規定に従うものとする。

## 10 その他

- (1) 本業務が円滑に実施されるよう、名護市と業務の手法、進捗状況や業務内容に関する協議を適宜実施し、進めるものとする。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本業務の全部若しくは一部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、個人情報を取り扱う業務を除き、事前に書面による協議を行い名護市の承諾を得た場合は、その限りでない。
- (4) 受託者は、業務期間内において関係資料の提出を名護市から求められた時は、それに応じるものとする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、名護市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。